平成２５年（フ）第９２６号
京都市東山区福稲御所ノ内町７番地11、前住所京都府八幡市戸津奥谷21番地の30
債務者　沖中　直子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９７４号
京都府宇治市小倉町南浦18番地の36
債務者　川﨑南州子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９９０号
京都市下京区西新屋敷上之町126番地　誠和マンション401
債務者　清水　雄三
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
鳥取県鳥取市数津21番地１　県住203号、旧住所鳥取県鳥取市河原町釜口719番地
債務者　佐藤　浩二（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６６号
広島市安佐南区緑井３丁目15番30号
債務者　谷口　裕子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５９号
広島市南区丹那町46番10号
債務者　藤吉　栄子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２９号
広島県東広島市安芸津町三津5789番地40
債務者　草野　信介
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８４号
徳島県板野郡藍住町矢上字原133番地８
債務者　長江　博明
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２６号
愛媛県松山市星岡４丁目５番３号　インペリアルヴィラＢ―201号
債務者　西村　　香
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２９号
愛媛県松山市南町２丁目３番28号
債務者　宮本さつき
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２号
福岡県直方市大字感田2062番地８
債務者　吉冨　暁美
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第１５４号
福岡県久留米市宮ノ陣５丁目８番15―401号、前住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目２番37号ニューエルディム福成２棟101号
債務者　吉開　麻記（旧姓久家）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１５９号
福岡県久留米市御井旗崎２丁目19番18―101号、前住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目７番５―208号
債務者　筒井　良彦
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４５号
大分県中津市大字永添208番地10
債務者　徳田　和男
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３２号
宮崎市神宮東３丁目４番17号
債務者　元城　洋子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３８号
宮崎市大島町四反田632番地　市営住宅238棟１号、前住所宮崎市田野町乙10905番地52県営住宅542棟202号
債務者　川口奈菜江
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２３９号
宮崎市村角町宮崎牟田19番地３
債務者　安藤啓一郎
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
宮崎地方裁判所破産係